

特別養護老人ホーム

神久呂の園利用料金早見表 負担割合1割

(従来型多床室)

単位:円

(R7年5月1日～)

介護度	段階	サービス 利用単価 (基本報酬+※E) ※A	食費 ※B	居住費 ※C	1日当たり (※A+※B+※C) ※D	30日合計(※D×30)+※ F+※G+※H
要介護3	第1段階	820	300	0	1,120	37,104
	第2段階		390	430	1,640	52,704
	第3段階①		650	430	1,900	60,504
	第3段階②		1,360	430	2,610	81,804
	第4段階		1,760	915	3,495	108,354
要介護4	第1段階	891	300	0	1,191	39,554
	第2段階		390	430	1,711	55,143
	第3段階①		650	430	1,971	62,943
	第3段階②		1,360	430	2,681	84,243
	第4段階		1,760	915	3,566	110,782
要介護5	第1段階	961	300	0	1,261	41,926
	第2段階		390	430	1,781	57,526
	第3段階①		650	430	2,041	65,326
	第3段階②		1,360	430	2,751	86,626
	第4段階		1,760	915	3,636	113,176

※要介護1・2の方の料金はお電話等でお問い合わせください。

※浜松市は地域区分が「7等級地」である為、10.14円に上記の単位数を乗じた金額となります。

○サービス利用単価には以下の加算項目が含まれています。・・・※E

日常生活継続支援加算	36単位
個別機能訓練加算	12単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)口	16単位
看護体制加算(Ⅰ)口	4単位
看護体制加算(Ⅱ)口	8単位
合計	76単位 → 77円

○30日合計には以下2つの加算項目が含まれています単位:円

	要介護3	要介護4	要介護5	
介護職員処遇改善加算	3,442	3,740	4,034	・・・※F
科学的介護推進体制加算	1ヶ月50単位(51円)			・・・※G
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1ヶ月10単位(11円)			・・・※H

(参考)利用者負担各段階の対象者の要件(従来型多床室・個室、短期入所生活介護共通です。)

利用者 負担段階	対象となる人		
	所得の状況		預貯金額※1(夫婦の場合)
第1段階	生活保護を受けている人		—
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金を受給している人	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	550万円(1,550万円)以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税	上記以外の人	500万円(1,500万円)以下
基準費用額 ※2			

※1 2号被保険者は所得の状況に関わらず預貯金額は1,000万円(夫婦の場合は2,000万円)以下

※2 基準費用額:施設における食費・居住費の平均的な費用額(1日あたりのめやす、実際に費用額は施設ごとに異なる。)

特別養護老人ホーム

神久呂の園利用料金早見表 負担割合1割

(従来型個室)

単位:円

(R7年5月1日～)

介護度	段階	サービス 利用単価 (基本報酬+※E) ※A	食費 ※B	居住費 ※C	1日当たり (※A+※B+※C) ※D	30日合計(※D×30)+※ F+※G+※H
要介護3	第1段階	820	300	380	1,500	48,504
	第2段階		390	480	1,690	54,204
	第3段階①		650	880	2,350	74,004
	第3段階②		1,360	880	3,060	95,304
	第4段階		1,760	1,231	3,811	117,834
要介護4	第1段階	891	300	380	1,571	50,932
	第2段階		390	480	1,761	56,632
	第3段階①		650	880	2,421	76,432
	第3段階②		1,360	880	3,131	97,732
	第4段階		1,760	1,231	3,882	120,262
要介護5	第1段階	961	300	380	1,641	53,326
	第2段階		390	480	1,831	59,026
	第3段階①		650	880	2,491	78,826
	第3段階②		1,360	880	3,201	96,081
	第4段階		1,760	1,231	3,952	118,611

※要介護1・2の方の料金はお電話等でお問い合わせください。

※浜松市は地域区分が「7等級地」である為、10.14円に上記の単位数を乗じた金額となります。

○サービス利用単価には以下の加算項目が含まれています。・・・※E

日常生活継続支援加算	36単位
個別機能訓練加算	12単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)口	16単位
看護体制加算(Ⅰ)口	4単位
看護体制加算(Ⅱ)口	8単位
合計	76単位 → 77円

○30日合計には以下2つの加算項目が含まれています単位:円

	要介護3	要介護4	要介護5	
介護職員処遇改善加算	3,442	3,740	4,034	・・・※F
科学的介護推進体制加算	1ヶ月50単位(51円)			・・・※G
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1ヶ月10単位(11円)			・・・※H

(参考)利用者負担各段階の対象者の要件(従来型多床室・個室、短期入所生活介護共通です。)

利用者 負担段階	対象となる人	
	所得の状況	預貯金額※1(夫婦の場合)
第1段階	生活保護を受けている人	—
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金を受給している人	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 80万円以下の人	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 80万円超120万円以下の人	550万円(1,550万円)以下
第3段階②	上記以外の人	500万円(1,500万円)以下
基準費用額 ※2		

※1 2号被保険者は所得の状況に関わらず預貯金額は1,000万円(夫婦の場合は2,000万円)以下

※2 基準費用額:施設における食費・居住費の平均的な費用額(1日あたりのめやす、実際に費用額は施設ごとに異なる。)